

宮崎県議会インターネット中継システム構築及び議会中継配信業務委託仕様書（案）

1 本業務の概要

(1) 目的

宮崎県議会（以下「県議会」という。）本会議の審議状況をライブ及びビデオ・オン・デマンド方式（以下「VOD」という。）によるインターネット配信（以下「映像中継」という。）を円滑に行うために必要な機器等を設置し、中継システムを構築するとともに、映像配信及び運用管理業務の委託を行い、議会運営の効率性を高めるとともに、開かれた議会を実現することを目的とする。

(2) 本仕様の考え方

議会中継システムの構築にあたり、この仕様書においては基本的な要件を示しており、これを踏まえて機器選定及び映像配信、運用管理業務等の提案を求めるものである。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 11 年 8 月 31 日までとする。ただし、宮崎県議会インターネット中継システム構築業務は、契約締結の日から令和 6 年 8 月 31 日までに完了するものとし、また、議会中継配信業務は、平成 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までとする。

(4) スケジュール

作業	内容
システム構築・機器等の調達設置	令和6年8月 31 日まで
職員研修	令和6年9月定例会開会(令和6年9月 6 日) までに完了すること
本番運用開始	令和6年9月定例会より運用開始

2 議会中継の対象

契約期間中に県議会で開会するすべての本会議とする。

3 県議会が行う業務

- (1) 中継画像・音声の提供
- (2) 議会開催予定日の通知
- (3) 議会中継の冒頭箇所及び終了箇所の指示
- (4) 議場システムの操作
- (5) 映像中継システムのライブ開始操作
- (6) 県議会ホームページから映像中継用ページへのリンク設定
※設定方法は受託者が指示
- (7) カメラ、マイク、テロップ機器の操作

(8) 録画用機器の操作

4 受託者が行う業務

- (1) 議場システム構築後の中継配信サポート
- (2) 中継当日トラブルが発生した場合の一次切り分け
- (3) 映像中継の配信業務（クラウドサービス）
- (4) 本会議場の中継のためのエンコード機器の保守業務
- (5) エンコード機器の障害発生時の監視及び県議会への障害発生時の通知
- (6) 障害情報が確認できる専用サイトの提供
- (7) 映像中継用ページの作成作業
- (8) 映像中継のリアルタイム字幕表示機器の導入
- (9) 会期日程や質問通告書からの入力及び映像リンク作業
- (10) 映像中継及び動画配信サーバの障害監視及び障害回避業務
- (11) 議場設備の更改
- (12) 議場システムの導入及び操作説明
- (13) その他映像中継を遂行するために必要な作業

5 中継及び配信期間

(1) 映像中継

- ① 映像中継期間は、以下②～⑥による公開開始日から契約期間終了日までとする。ただし、県議会の指示により期間を短縮することもある。
- ② 会議の映像中継開始は、議会開催日（以下、「開催日」という。）の翌日から起算し3日後（閉庁日を除く。）の午後5時までに知事の発言（議案説明等）や議員ごとに部分視聴が可能な映像（以下、「編集済み映像」という。）の配信を行うものとする。
- ③ 上記②に係る編集済み映像は、一般公開をする前に公開画面と同様の確認画面を作成し、必ず県議会の検査、確認を受けるものとする。
- ④ 上記③の検査の結果、県議会の指示により配信を遅延せざるを得ない場合、受託者の責は問わない。ただし、受託者が遅延を予見しながら、その旨を県議会に告げていない場合は、この限りではない。
- ⑤ 上記④にかかわらず県議会の指示により配信を遅延する場合は、その指示に従うこと。
- ⑥ 受託者は、配信した動画・音声データをもとにVOD用ファイルを作成する。またこの動画・音声データをもとに本会議の反訳にも利用できること。
- ⑦ 受託者は議会の専門用語、議事の進行状況等に精通し、発言取り消し、議案ごとの動画再生方法など、実際の議会の流れに沿ったVOD映像の加工ができること。

(2) 開催予定日の通知

議会の開催予定日については、原則として、会期日程が決定次第速やかに県議会から受託者に通知する。

6 受託者の配信環境

(1) セキュリティ対策

当該サーバを保護するウイルス対策やアクセス制限等のセキュリティ対策が講じられ、かつ迅速に最新の対策に更新されるものであること。

(2) 大容量配信向けネットワーク

CDN (Content Delivery Network) サービスを利用した急激なアクセス数増などの負荷に耐えられる環境であること。

(3) 障害対策

障害発生時に迅速に対応できるよう、配信システムの動作確認及び設定変更等を自ら行えるものであること。

7 エンコード機器から配信サーバ間を結ぶ通信回線の運用及び管理業務について

データ送信には、光回線を利用すること。

(1) エンコード機器から配信サーバ間の回線は受託者が用意すること。

(2) データの送受信に必要な機器の用意（県議会と受託者までの回線及び機器、諸費用等）及びその保守を行うこと。

(3) 本会議開会の約1週間前に、本会議場と通信サーバ間の通信確認作業を行うこと。ただし、この場合の本会議場での機器操作は、委託者が行うこととし、実施日時は委託者から連絡する。

8 映像中継における視聴者への配信条件

(1) 映像中継 (LIVE 及び VOD) の視聴は、マルチデバイスに対応し、PC (Windows、Mac)、スマートフォン (Android/iOS) で視聴できるストリーミング方式とすること

(2) スマートフォンに対して導入の多いプログレッシブダウンロード (擬似ストリーミング) 方式は、ソーシャルメディアへの悪用や改竄の恐れがあるため認めない。

(3) 視聴できるブラウザは Windows、Mac については Microsoft Edge 最新版、Google Chrome 最新版、Mozilla Firefox 最新版、Safari 最新版とする。

(4) スマートフォンは Android12 以上の Google Chrome 最新版、iOS15 以上の Safari 最新版とする。

(5) 利用できる動画ファイル形式は、mp4 (H.264+AAC) とし、利用するプロトコルは、一般的な 443 番ポートを使用する HLS (HTTP Live Streaming) とすること。

(6) 映像配信は、同時アクセス数 300 件を可能とすること。

9 映像中継におけるシステム条件

映像中継システムは下記の条件を実現すること。

(1) 基本的に一画面で映像及び会期日程、発言通告等が閲覧できるよう配置すること。

(2) スマートフォンなどに搭載されているタッチパネルでも操作しやすいデザインとすること

(3) 映像の全画面表示、サイズ指定が簡単な操作でできること。

(4) 映像中継時には、スクロールバーにより早送り、巻き戻しが可能なこと。

- (5) VOD は再生速度を変更できること (0.5 倍/1.0 倍/1.5 倍/2.0 倍)
- (6) レスポンシブデザインを採用し、視聴者のデバイスを自動的に検出して、最適なユーザインタフェースになること (「パソコン版」「スマートフォン版」等のリンクを選ぶ手間を省く。)
- (7) 映像配信サイトは、視聴者のアクセシビリティに配慮し、日本工業規格である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ JIS X 8341-3」(JIS X 8341-3:2016) の等級 AA に準拠すること。
- (8) 発言通告内容等をキーワードで検索ができ、かつ議員名・期間指定での検索が可能であること。
- (9) 検索結果の表示は、該当箇所が確認できるように色付け等の強調表示ができること。
- (10) 会議日程からはその日の全映像が視聴でき、その日の通告書の氏名欄からはその発言者の映像の
ところから視聴できること。
- (11) 発言者名のリストから検索ができること。
- (12) 検索結果の一覧画面には議員の顔写真の表示を可能とすること。
- (13) アクセス数を自動で集計できる機能を有すること。また、集計されたアクセス数は県議会からも受
託者へ依頼することなく、直接利用できること。
- (14) スマートデバイスにて、県章等のショートカットアイコンがホーム画面に作成できること。
- (15) システム利用者管理画面からトップページのお知らせ欄が更新できること
- (16) 所属議員を五十音順で探すことのできるページを有し、議員を選択すると過去の議員の発言すべ
てをリスト表示できること。
- (17) VOD を保管するストレージは、当該年度及び過去 5 年分が十分保管できる容量を提供すること。
- (18) 過去 5 年分のデータを利用できること。
- (19) 既存システムで公開している「令和元年／平成 31 年」からの映像および発言者・発言内容を公開
すること。映像は県議会から DVD で提供する。スマートデバイス向け配信に必要であれば映像の変
換作業を実施のこと。
- (20) ライブ中継は、字幕をリアルタイムに付与ができること。字幕の付与を利用者の必要に応じて選択
できること。
- (21) ライブ字幕付与は音声認識エンジンを採用し、必要とする機材は受託者が用意するものとする。
- (22) 音声認識エンジンには、議会にて独自に単語登録ができること。

1 0 映像中継作業の手順等

- (1) 画像・音声信号を、更改する議場システムまたはエンコーダーからエンコードし、光回線を通じて
受託者側の配信サーバで利用できるようにする。
- (2) 映像中継用ファイルについては、県議会が別途指定する箇所(発言者名、タイムカウント等で指定)
ごとに頭出しを行えるように映像を編集および加工すること。

1 1 議場設備の更改 (用意すべき機器等)

- (1) カメラ
 - ア 議場内のカメラをフル HD 旋回型に更新する。
 - イ 設置箇所・数量は、議場正面左右各 1 台、後方中央 1 台を必須とし、計 3 台以上とする。

- ウ SDI 出力ができること
- エ 光学 24 倍以上のズーム機能を有すること。
- オ 現状の議場環境（照明・レイアウト）で必要なズームを行っても、十分な撮影ができる解像度、画素数であること。
- カ 正面左右のカメラにより、議員席の全景が撮影できない場合は、全景用の固定カメラを別に設置すること。
- キ その他、議場の環境や既存の運用に適した機器を見込むこと。

(2) マイク

- ア 議場に設置するマイクは、保守及び拡張性という観点から国内メーカーの有線式マイクとする。
- イ 既存のマイクを撤去し、有線式マイク 67 台（議長席 2 台、事務局長席 1 台、演壇 2 台、質問席 2 台、議員席 39 台、執行部席 21 台）を県議会が指示する場所へ設置すること。
- ウ 現在のマイク設置の形状や雰囲気維持を重視していることから、埋込型を基本とし、設置面積は最小でスイッチ類の機能は必要最小限とすること。
- エ 議長席のマイクは常時 ON が可能なこと。
- オ 有線式マイクユニットは最大 10 台までの同時発言が可能であること。
- カ 障害発生時に最小限の交換等で対応できるものとするため、会議マイクユニットに議長用、参加者用等の区別がないものとする。
- キ ピンの平衡コネクタを通してマイク電源及びマイクランプ電源を供給可能であること。
- ク 適正なマイクポジションに合わせるため、角度調整可動部分が上下 2 箇所あること。
- ケ マイクロホンの長さは 400 mm 以上とする。
- コ 音量は議場システムでマイクユニット毎に個別に調整できること。

(3) 残時間表示

- ア 議場内の現在の残時間表示の設置箇所（議場前方 2 台、傍聴席後方 1 台、議長席 1 台、演壇 1 台、質問席 1 台）に残時間表示を設置すること。
なお、現在の残時間表示の形状、議場の雰囲気維持を重視していることから、議場前方及び傍聴席後方の残時間表示は、現状のサイズ（高さ 19.5cm、幅 82cm）を、議長席、演壇、質問席の残時間表示は、現状のサイズ（高さ 12cm、幅 20cm）を考慮し、必要最小限のサイズとすること。
- イ 議長席、演壇、質問席の残時間表示の設置に当たっては、現状のように設置箇所である机等と一体感を保つなど、機器が目立たないように配慮すること。
- ウ いずれのディスプレイモニターも、送出映像または出席議員数・残時間・現在時刻等議場システムから切り替えて表示するため、マトリックススイッチャーを設置すること。
- エ 傍聴席モニター 2 台については、既設を使用するものとする。既設のモニターは庁内放送からの映像を表示している。

(4) 録音機器

- ア 録音機器として IC レコーダーを、正副で 2 台設置すること。正には、デジタル有線会議システムからの音声を入力、副には集音マイク議場内に取り付け、デジタル有線会議システムが動作しない場合にも録音ができること。

イ ICレコーダーはUSBやSDカード等のメディアで録音が可能であること。

(5) リアルタイム字幕機器

ア 映像中継のリアルタイム字幕表示用にノートPCを設置すること。

イ ノートPCへの音声の取り込みのため、オーディオインターフェースを設置すること。

(6) 音響機器

ア ミキサーを設置すること

イ 既設のアンプ、スピーカーは既設を利用することとする。

(7) ブザー

ブザー機器については、既設を利用することとする。

(8) 議場システム

ア 操作画面

- ① タッチパネル1台で、マイク・カメラ・テロップ・残時間等の一括操作が行えるものとする。
- ② 操作画面はタッチパネルで操作できることを基本とするが、タッチパネルの故障等を考慮し、マウス・キーボードでも操作できること。ドラッグアンドドロップによる操作など操作ミスにつながるような操作は認めない。
- ③ 操作画面は、議場の配席に模したボタンを用意し、導入後も容易に変更ができるものとする。
- ④ 議場の配席に模したボタンには、議員名、役職名などを表示し、外字表示にも対応していること。
- ⑤ 議席の配置は、県議会職員でも簡単に変更できるよう、ツールを提供すること。
- ⑥ 操作画面は、背景色、文字色、文字の大きさを変更できること。
- ⑦ 操作画面は人間工学に基づきわかりやすく、長時間の使用に配慮されていること。
- ⑧ 座席のレイアウトは、複数作成が可能であることとし、システムを終了させることなく別のレイアウトに変更が可能であること
- ⑨ 残時間は、別機器でも制御できることが望ましい。

イ カメラ制御

- ① プリセット、パン、チルト、ズーム機能を有したPTZカメラを制御できること。
- ② Panasonic AW-UE50相当の機器が制御可能なこと。
- ③ 操作画面上でプレビュー表示、切り替えが可能なこと。カメラに搭載されているIP出力機能によるプレビューは、映像の遅延が発生しオペレーションに影響するため認めない。
- ④ カメラの個別操作を別途、操作画面上でパン、チルト、ズームの操作が可能なこと。
- ⑤ 操作画面上でカメラプリセットの更新が可能なこと。
- ⑥ カメラの電源のON/OFFや再起動制御ができること。
- ⑦ カメラの入力は、固定カメラやPCの入力にも対応していること。
- ⑧ 今後のカメラ追加を考慮し、最大7台のカメラが制御可能なこと。
- ⑨ 制御用端末故障時にカメラ単独で操作可能なこと。

ウ マイク制御

- ① マイクは同時に最大10台ONにできること。
- ② マイクのみ個別に制御できること。

- ③ 各議席に設置されるマイク個別にロックや音量調整が可能なこと。
- ④ 議長席マイクは常に ON とし、個別操作で OFF にできること。
- ⑤ 議長席マイク以外を同時に OFF にできること。

エ 録音機器制御

- ① TASCAM ソリッドステートステレオオーディオレコーダーSS-R250N 同等の機器で録音開始・停止制御ができること。
- ② 録音機器は、正副で最大 2 台制御できること。正には、デジタル有線会議システムからの音声を入力。副には集音マイクの音声を入力すること。

オ テロップ

- ① テロップには Windows で導入可能なフォントが使用できること。
- ② テロップは、フォント、フォントカラー、エッジカラー、フォントサイズ、フォントスタイル（太字・下線・斜体・取消線）の指定が可能なこと。
- ③ 外字表示に対応していること。
- ④ 表示対応していない外字については、Windows 外字エディタで作成可能なこと
- ⑤ タイトルテロップ、発言者テロップが同時に表示できること。
- ⑥ 会議中の必要に応じて、キーボードで入力したテロップを表示できること。
- ⑦ タイトルテロップ、発言者テロップについては、あらかじめ登録ができタッチパネルモニターから簡単に表示できること。
- ⑧ スクロールテロップ表示ができ、オペレーション中に選択できること。
- ⑨ テロップは、操作画面より非表示にできること。
- ⑩ テロップが指定秒後に自動で非表示にできること。
- ⑪ 映像には、県議会のコンテンツと判断できるよう、県章やロゴなどのウォーターマークの埋め込み（著作権保護対策等）が可能なこと。

カ 配信機能

- ① インターネット配信用にエンコード機能を内蔵していること。
- ② インターネット配信は ON/OFF ボタンで簡単に開始・停止ができること。
- ③ 映像と音声のズレを回避するため、映像と音声を同期させる機能を内蔵していること。また、映像、音声共に最大 5,000 ミリ秒遅延させられることが望ましい。
- ④ RTMP 形式でライブストリーミングが可能であり、同時に録画配信用ファイルの生成が可能であること。
- ⑤ 庁内放送向けに送出映像を議会デジタル放映用に SDI 形式での受け渡しが可能であること。

キ 画像処理機能

- ① 複数カメラを同時に表示する方法として、PinP (Picture in Picture) 、対面モードで表示できること。その際、メインカメラ、サブカメラとして個別にカメラ位置、テロップなど個別に操作できること。
- ② カメラで撮影している映像を画像として保存できること。議会だよりや公報に活用しやすいよう、テロップがない状態で保存できること。画像保存時にテロップが消える方式は録画配信時に活用しづらいため、認めない。

ク 挿入映像

開会前や休憩中などにカメラ映像と登録した映像の切り替えができること。また、登録できる映像・画像の形式はJPG/PNG/WMV/MP4とする。

ケ 発言残時間表示/出席議員数/現在時刻表示機能

- ① 議場内に設置するモニターに出席議員数・発言残時間の設定、開始、停止操作が行えること。
- ② 出席議員数の入力、増減操作が可能なこと。
- ③ 表示レイアウトはあらかじめ用意された複数のパターンから選択でき、色やフォントなど簡単にカスタマイズ可能なこと。
- ④ 表示レイアウトは、会議の目的に応じて会議中に切り替えができること
- ⑤ 残時間のプリセットをあらかじめ設定できること。
- ⑥ 発言残時間については、指定した残時間により秒表示/非表示が選択可能なこと。
- ⑦ 残り時間を音で知らせる予鈴設定が複数できること。

コ 残時間表示の制御

- ① マトリックススイッチャーを設置し、モニターに表示する画面の切り替えができること。議場内に設置する43型程度の残時間表示を3台、議長席/発言席/演台に小型の残時間表示を3台をグループに分け、グループ毎に送出映像/残時間・現在時刻画面等の切り替えができること。
- ② 将来的に導入するPC画面の表示も考慮すること。

サ 操作席

- ① 操作は議場内事務局席と議場内2階モニター室のどちらからでも制御ができるよう機材を用意すること。
- ② 議場内事務局席と議場内2階モニター室に設置した3台のカメラの映像、配信映像が確認できる4分割モニターを用意すること。

シ 操作システム用ハードウェア（参考スペック）

筐体	デスクトップ型
サイズ (W×D×H)	169 ×445×386 mm
OS	Windows11 Pro
CPU	インテル® Xeon® プロセッサー 2.8GHz以上
SSD/HDD	256GB/500GB以上
メモリ	8.0GB以上
オプティカルドライブ	DVD-RAMドライブ
NWコントローラー	10/100/1000ネットワークインターフェース
グラフィックカード (カメラ映像)	SDI入出力×8
グラフィックカード (モニター出力)	Mini DisplayPort×3以上/ DisplayPort×3以上
消費電力	775W
付属品	USBマウス/USBキーボード（日本語版）

1 2 保守について

- (1) 電話、メールによる操作方法等の問い合わせ対応や、リモート接続による障害時のログ解析、原因切り分けを行うこと。
- (2) 製品による不具合と判定された場合は、バグフィックス版を提供すること。その際には、提供時期を明らかにすること。
- (3) Windows のバージョンアップによる操作システムが動作しなくなった場合、アップデート版を提供すること。
- (4) 各機器は、販売メーカーの修理等の窓口が国内にあること。
- (5) 議場システム用ハードウェアは5年間のハードウェア保守に加入のこと。

1 3 設置について

- (1) 操作システムを議場内に設置を想定しているため、省スペースな構成を検討すること。
- (2) 入札参加前に必ず現地調査を行うこと。
- (3) 導入に必要な工事等（電源、映像ケーブル配線、制御ケーブル配線）も機器導入時に行うこと。また、配線ルートに関しては協議の上、敷設方法を明確にした上で実施すること。
- (4) システム更新に当たり、更新前の不要機器や備品がある場合、協議の上、適正に撤去し産廃処分を行うこと。

1 4 マニュアルの提供、操作説明会、初日立ち合い

- (1) 機器の設置完了後、日本語による操作マニュアルを作成し提出すること。操作マニュアルは簡易的なものと詳細なものを提供すること。
- (2) 議会事務局に対して直接操作説明を行うこと。
- (3) システム導入後、初回の会議に導入者が立ち会うこと。

1 5 障害発生時の対応

- (1) 障害の発生については、県議会又は受託者が発見し次第、相手に通知し、速やかに原因の究明と対応策を検討するものとする。
- (2) 県議会の業務時間内（平日午前8時30分～午後5時15分）に障害が認められた場合、受託者は、県議会の指示後、速やかに技術者を派遣し、機器の修繕・交換等必要な対応を行うものとする。
- (3) 県議会の業務時間外に障害発生が認められた場合、受託者は、県議会の指示後、技術者を派遣し必要な対応を行うものとする。
- (4) 受託者は、障害の発生の経緯と処理について、県議会に詳細報告すること

1 6 その他

- (1) 映像中継の画像・音声は、本委託業務以外で使用、複写、譲渡してはならない。
- (2) 年1回編集した映像データをDVD形式で県議会へ提供を行うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、県議会の指示に従うこと。

- (4) 周辺機器の収納は、キャビネット・ラックを使用して設置すること。
- (5) 完成図書（操作運用マニュアル、システムの説明書・系統図、導入品機器仕様書、施工前後の写真）を作成し提出すること。
- (6) 本システムの安定的な運用を行うため、操作方法等について、運用マニュアルを作成し、一連の研修会を実施すること。また、受託者に担当者を置き、本委託業務の円滑な運用に必要な支援を行うこと。

別紙1 調達・設置に係る機器一覧

各機器に求める仕様及び付帯条件等は、仕様書記載内容に基づくものとし、参考となる機器の台数と型番は以下のとおりとする。

品名	メーカー	参考型番	数量
[議場内ラック]			
SDI 分配器	イメージニクス	ISD-U12	3
議場システム	NTT アドバンステクノロジー	DiscussBoxC7	1
DP-HDMI 変換ケーブル	サンワサプライ	KC-DPHDA20-2	3
HDMI 分配器	イメージニクス	CRO-UD12A	1
HDMI-SDI コンバーター	イメージニクス	CRO-H2SC	2
IP-KVM(送信器)	ATEN	VE8900T	1
IP-KVM 用スイッチ	バッファロー	LSW6-GT-5NS/BK	1
マルチビューアー	イメージニクス	SEV-U41	1
機器収納棚	日東工業	RD13-31ES	1
HDMI 信号同軸延長器・送信器	イメージニクス	CRO-H26T	1
マトリックススイッチャー	イメージニクス	ISA-44	1
PoE ハブ SWX2310P-18G	YAMAHA	SWX2310P-18G	1
マイクコントロールユニット	オーディオテクニカ	ATUC-50CU	1
デジタルスマートミキサー	オーディオテクニカ	ATDM-1012	1
IC レコーダー	TASCAM	SS-R250N	2
音声認識用ノート PC	Dell	Dell inspiron14	1
音声認識用オーディオインターフェース	TASCAM	UC-1×2HR	1
瞬断防止用 UPS	APC	SMT1500RMJ2U	1
パワーディストリビューター	TASCAM	AV-P2803	1

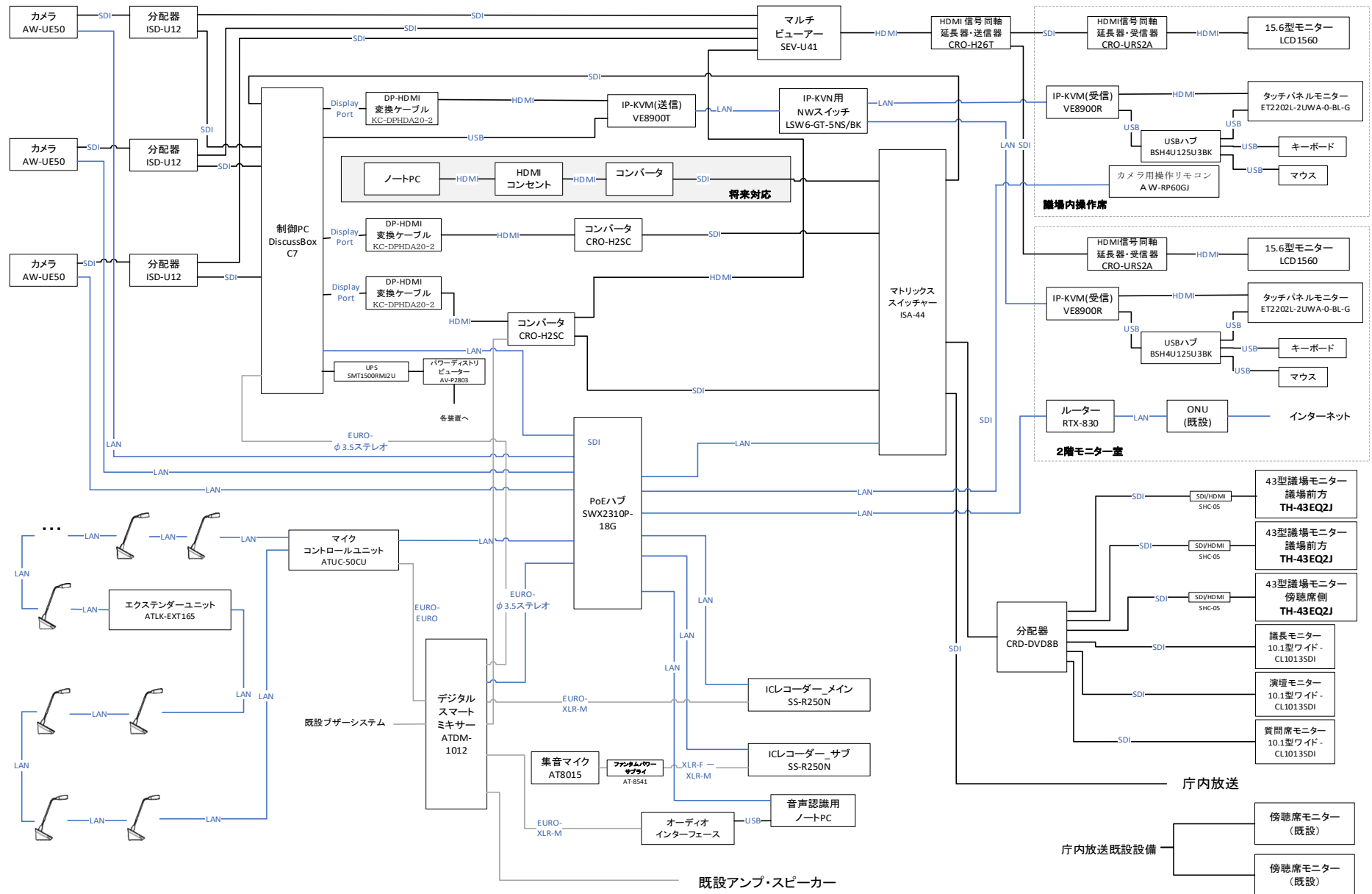
品名	メーカー	参考型番	数量
[議場内議員席]			
会議マイクユニット	オーディオテクニカ	ATUC-50DUa	39
LED リング付グースネックマイクロホン	オーディオテクニカ	ATUC-M44H	39
エクステンダーユニット	オーディオテクニカ	ATLK-EXT165	1
[議場内執行部席]			
会議マイクユニット	オーディオテクニカ	ATUC-50DUa	21
LED リング付グースネックマイクロホン	オーディオテクニカ	ATUC-M44H	21
エクステンダーユニット	オーディオテクニカ	ATLK-EXT165	1
[議長席]事務局席含む			

会議マイクユニット	オーディオテクニカ	ATUC-50DUa	3
LED リング付グースネックマイクロホン	オーディオテクニカ	ATUC-M44H	3
議長モニター	エーディテクノ	CL1013SDI	1
[演壇]			
会議マイクユニット	オーディオテクニカ	ATUC-50DUa	2
LED リング付グースネックマイクロホン	オーディオテクニカ	ATUC-M44H	2
演壇モニター	エーディテクノ	CL1013SDI	1
[質問席]			
会議マイクユニット	オーディオテクニカ	ATUC-50DUa	2
LED リング付グースネックマイクロホン	オーディオテクニカ	ATUC-M44H	2
質問席モニター	エーディテクノ	CL1013SDI	1

品名	メーカー	参考型番	数量
[議場内設備]			
集音マイク	オーディオテクニカ	AT8015	1
ファントムパワーサプライ	オーディオテクニカ	AT8541	1
議場内カメラ (議員撮影)	Panasonic	AW-UE50W	1
議場内カメラ (議員撮影)	Panasonic	AW-UE50W	1
議場内カメラ (執行部撮影)	Panasonic	AW-UE50W	1
カメラ用操作リモコン	Panasonic	AW-RP60GJ	1
SDI 分配器	イメージニクス	CRD-DVD8B	1
43 型議場モニター	Panasonic	TH43EQ2	3
モニター壁掛け金具	AURORA	FHW-52B	3
SDI/HDMI コンバーター	イメージニクス	SHC-D5	3
[議場内操作席]			
HDMI 信号同軸延長器・受信器	イメージニクス	CRO-URS2A	1
カメラ映像確認用 15.6 型モニター	エーディテクノ	LCD1560	1
IP-KVM(受信器)	ATEN	VE8900R	1
21.5 型タッチパネルモニター	タッチパネル・システムズ	ET2202L-2UWA-0-BL-G	1
USB ハブ	サンワサプライ	USB-3H420BK	1
キーボード	サンワサプライ	MA-R115BK	1
マウス	サンワサプライ	SKB-SL37BK	1
[2F 音響室]			
HDMI 信号同軸延長器・受信器	イメージニクス	CRO-URS2A	1
カメラ映像確認用 15.6 型モニター	エーディテクノ	LCD1560	1
IP-KVM(受信器)	ATEN	VE8900R	1

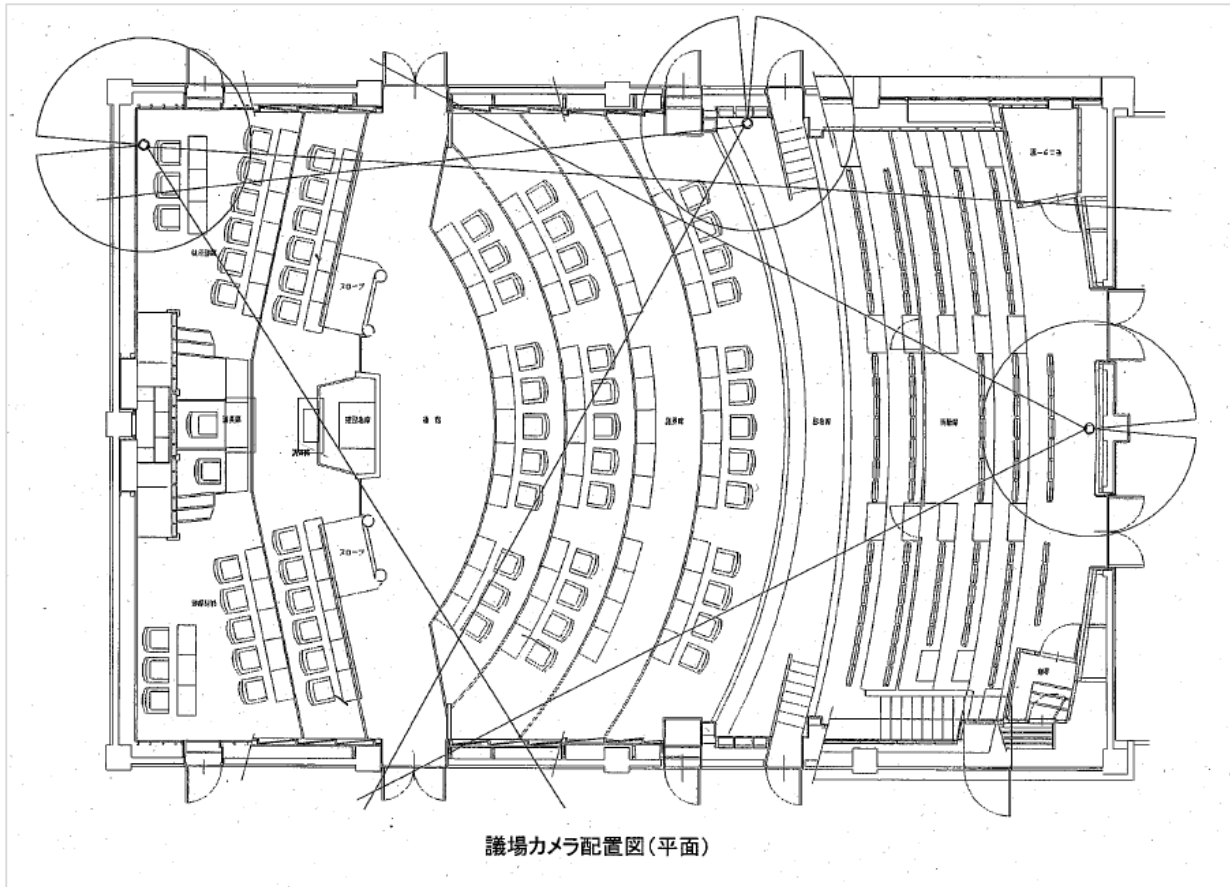
21.5 型タッチパネルモニター	タッチパネル・システムズ	ET2202L-2UWA-0-BL-G	1
USB ハブ	サンワサプライ	USB-3H420BK	1
キーボード	サンワサプライ	MA-R115BK	1
マウス	サンワサプライ	SKB-SL37BK	1
ルーター	YAMAHA	RTX-830	1

別紙2 宮崎県議会本会議場システム系統図



別紙3 宮崎県議会本会議場 カメラ取付配置図

議場に設置するカメラは、下記配置図を参考に設置すること。



別紙 4 議席図

議場システムの操作パネルは下記議席図を参考に受託者が作成すること。

議 席 図

27 函 師 議 員	28 前屋敷 議 員	29 井 本 議 員	30 岩 切 議 員	31 重 松 議 員	32 坂 口 議 員	33 山下(寿) 議 員	34 外 山 議 員	35 武 田 議 員	36 丸 山 議 員	37 中 野 議 員	38 山下(博) 議 員	39 野 崎 議 員
14 黒 岩 議 員	15 脇 谷 議 員	16 松 本 議 員	17 山内(佳) 議 員	18 坂 本 議 員	19 二 見 議 員	20 日高(博) 議 員	21 後 藤 議 員	22 佐 藤 議 員	23 日高(陽) 議 員	24 安 田 議 員	25 日高(利) 議 員	26 内 田 議 員
1 X	2 永 山 議 員	3 今 村 議 員	4 工 藤 議 員	5 川 添 議 員	6 荒 神 議 員	7 福 田 議 員	8 本 田 議 員	9 山内(い) 議 員	10 山 口 議 員	11 下 沖 議 員	12 齊 藤 議 員	13 濱 砂 議 員

質問者席

環境森林部長	福祉保健部長	総合政策部長	副知事	副知事	知 事
病院局長	企業局長	県土整備部長	農政水産部長	政工観光労働部長	総務部長
財 政 課	危機管理統括局	政策調整監	政調課入付・ 課入付局長		

演 壇

教 育 長	公安委員長	警察本部長	監査委員	人事委員長	会計管理者
-------	-------	-------	------	-------	-------

議長席 事務局長

事 務 局

事 務 局